京・地域福祉推進指針 2014 (平成 26~平成 30 年度) の取組 (まとめ)

基本理念

自治・協働により自立の実現を支援し、優しさがあふれるまちをつくる

重点日標 1

あらゆる力を結集して, 孤立死や虐待などにつながる社会的孤立を防ぎます。

重点目標2

福祉と防災・減災の両方の視点で災害にも強いまちづくりを全学区で進めます。

体系 1

協働を実現する仕組みと 生活課題に対応する セーフティネットの充実

体系2

地域の絆づくりの推進

体系3

要配慮者を守る災害に強い 福祉のコミュニティづくり

現行の指針策定以降

- 地域あんしん支援員設置事業の開始(平成26年度~)
- 不良な生活環境対策条例(いわゆるごみ屋敷条例)の施行(平成26年11月)
- 生活困窮者自立支援事業の開始(平成27年度~)
- 地域支え合い活動創出事業の開始(平成28年度~)
- 多様な居場所の増加(子どもの居場所づくり支援事業の開始(平成29年度~))
- 福祉避難所の事前指定数の増加(163 箇所(指針策定時)→284 箇所(H30.4/1 時点))
- 保健福祉センターの設置(平成29年5月)

★ 成果

- ★ 生活困窮者自立支援事業の開始等による,行政や 関係機関によるセーフティネットの充実
- ★ 地域あんしん支援員設 置事業や「不良な生活環境 を解消するための支援及 び措置に関する条例」の施 行により、複合的な課題を 抱える方への支援体制の 充実
- ★ 地域住民,福祉関係機 関,行政の連携による生活 課題に対応する取組の充 実

- ★ 高齢者の居場所の増加・学区社協活動の充実・子どもの居場所づくり事業の開始等により、地域におけるつながりの増加
- ★ 高齢者支え合い活動創 出事業等による新たな担 い手の創出
- ★ 各区役所・支所における, 区独自のまちづくりの 取組の活性化。
- ★ 大学との連携等による 地域づくりの普及啓発及 び担い手の育成

- ★ 福祉避難所運営ガイド ライン等の計画の策定に よる平常時からの防災・減 災に関する活動の推進
- ★ 福祉避難所の指定箇所 数の拡大及び福祉避難所 指定施設の訓練の実施に よる,要配慮者の安全を確 保する支援体制の整備

※「京・地域福祉推進指針」の位置付け

地域住民が抱える福祉課題の解決に向け、行政が担う公的支援とそれ以外の支援(住民同士の支え合い)が効果的に機能するために、様々な主体が協働して取り組むべき方向性を示すもの。